

	登録マーク等・登録証使用基準	ARMS 215003 R11 制定：2007. 12. 17 改訂：2020. 04. 03
---	----------------	---

1. 目的

この基準は、一般財団法人 日本自動車研究所 認証センター（以下「JARI-RB」という）によって認証登録された組織（以下「登録組織」という）が JARI-RB 登録マーク（以下「登録マーク」という）及び登録証を使用する場合あるいは登録の引用を実施する場合に遵守すべき事項について定める。

2. 一般

- 1) 登録組織は、JARI-RB 及び/又は認証システムの評価を損ない、社会的信用を損なうような方法で登録マーク、審査報告書を使用し、又は登録の引用を実施してはならない。
- 2) インターネット・パンフレット若しくは広告、製品の包装又は他の文書などのコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合、認証機関の要求事項に適合すること。
- 3) 認証に関連して誤解を招く表明を自ら行わず、他者による表明も許さないこと。
- 4) 登録証又はその一部を、誤解を招く方法で自ら使用せず、他者による使用も許さないこと。
- 5) 認証の一時停止又は取消しを行った場合、認証機関の指示に従い、認証の引用を含むすべてのコミュニケーション媒体の使用を中止すること。
- 6) 認証の範囲が縮小された場合、認証機関の指示に従い、認証の引用を含むすべてのコミュニケーション媒体を修正すること。
- 7) 提供する製品（サービスを含む）又はプロセスを認証機関が認証したと受け取られる方法で、この認証が引用されることを認めないこと。
- 8) 認証範囲外の活動にも認証が及んでいると受け取られないようにすること。
- 9) JARI-RB は、登録マーク、登録証及び審査報告書等 JARI-RB が所有権をもつものについて適切な管理を行い、誤解を招くような使用に対しては修正/是正処置の要求、一時停止、登録の取消し、違反の公表並びに訴訟等の法的手段等の処置を実施する。
- 10) 登録マークの原版（電子データ）は、JAB 認定シンボル等の原版とともに CD-ROM で登録組織に提供する。

<i>JARI-RB</i>	登録マーク等・登録証使用基準	ARMS 215003 R11 制定：2007. 12. 17 改訂：2020. 04. 03
----------------	----------------	---

3. 登録マーク

3.1. 登録マークの構成、デザイン

【環境登録マーク】



ISO 14001
JAERXXXX

【品質登録マーク】



ISO 9001
JAQRXXXX
適用除外：〇〇項

【道路交通安全登録マーク】



ISO 39001
JATRXXXX

【労働安全衛生登録マーク】



ISO 45001 ← 規格名称
JAHRXXXX ← 登録番号 (XXXX は 4 桁の数字)

← マーク外円部
← マーク内円部

【共用登録マーク】 (共用の例を表示)



ISO 14001/ISO 9001
JAERXXXX/JAQRXXXX
品質適用除外：〇〇項



ISO 14001/ JAERXXXX
ISO 45001/ JAHRXXXX
ISO 9001 / JAQRXXXX
品質適用除外：〇〇項

	登録マーク等・登録証使用基準	ARMS 215003 R11 制定：2007. 12. 17 改訂：2020. 04. 03
---	----------------	---

登録マークは日本国の法律に従い商標登録を行っている。

- 1) 登録マークのデザインを加工・変形してはならない。又、登録マークの形状、縦・横の比率、登録マークの各要素を分解したり、組み換えたりする等、加工して使用してはならない。
- 2) 登録マークは地色と明確に識別できるように表示すること。地色との明確な識別が困難な場合は、登録マークに白地の枠を付けて使用すること。
- 3) 登録マークには、必ず規格名称と登録番号（登録証に記載されている JAER/JAQR/JATR/JAHR+4 桁の数字。）を記載した上で使用すること。登録番号は、先頭の数字が「0」の場合も省略せずに表示する。
- 4) マーク中に表示されている文字は、「MS」を除き、白抜き（白色）で使用する。黒色等の他色での表示はできない。「規格名称」及び「登録番号」は黒色で表示する。

登録マーク、規格名称及び登録番号を単色刷りの印刷物に使用する場合は、全体を当該印刷物で使用されている同一の色で表示してもよい。なお、全体を地色との明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。

- 5) ISO 9001 の登録組織で要求事項の適用除外を受けている場合は、必ず登録番号の下あるいは登録マークの直ぐ近くに適用が除外された項目番号を明記すること。（但し、名刺については明記されていなくても可）
- 6) 環境マネジメントシステム（ISO 14001）登録マークの色指定
環境マネジメントシステム（ISO 14001）の認証登録に関する登録マークは、「C（シアン）100%+Y（イエロー）100%」、又は DIC-2561、又は JS-6709XL を指定色とし、JARI-RB が提供する原版に従いグラデーションを付ける。ただし、墨一色又は指定色の近似色、及び ARMS215004「JAB 認定シンボル使用基準」に記す JAB 認定シンボルと同色（DIC-579）の単色での使用を認める。又、グラデーションは無くとも（ベタでも）良い。
- 7) 品質マネジメントシステム（ISO 9001）登録マークの色指定
品質マネジメントシステム（ISO 9001）の認証登録に関する登録マークは、「C 100%+M（マゼンダ）40%」、又は DIC-182、又は JS-6609XL を指定色とし、JARI-RB が提供する原版に従いグラデーションを付ける。ただし、墨一色又は指定色の近似色、及び「JAB 認定シンボル使用基準」に記す JAB 認定シンボルと同色（DIC-579）の単色での使用を認める。又、グラデーションは無くとも（ベタでも）良い。
- 8) 道路交通安全マネジメントシステム（ISO 39001）登録マーク、労働安全衛生マネジメントシステム（ISO 45001）登録マーク及び共用登録マークの色指定、道路交通安全マネジメントシステム（ISO 39001）、労働安全衛生マネジメント

<i>JARI-RB</i>	登録マーク等・登録証使用基準	ARMS 215003 R11 制定：2007. 12. 17 改訂：2020. 04. 03
----------------	----------------	---

システム（ISO 45001）の認証登録に関する登録マークの認証登録に関する登録マーク及び ISO 14001、ISO 9001、ISO 39001、ISO 45001 の複数共用の認証登録に関する登録マークは、マーク外円の指定色を「C 100%+M 40%」、又は DIC 182、又は JS-6609XL とし、マーク内円の指定色を「C 100%+Y 100%」、又は DIC-2561、又は JS-6709XL とし、JARI-RB が提供する原版に従いグラデーションを付ける。ただし、マーク全体を墨一色又は指定色の近似色、及び「JAB 認定シンボル使用基準」に記す JAB 認定シンボルと同色（DIC-579）の単色で表示することを認める。又、グラデーションは無くとも（ベタでも）良い。

注：JS-xxxxXL：住友スリーエム（株）「スコッチカルフィルム」色番号
DICxxxx：DIC（株）「カラーガイド」色番号

3.2 原版の提供

- 1) 登録マークは、JARI-RB と登録契約を締結した組織のみが、締結後に本要領に従い使用することができる。
- 2) 登録マークの原版は、「JAB 認定シンボル等・データ送付依頼書」により送付依頼があった登録組織に原則として電子データで提供する。

3.3 原版の管理

登録組織は原版の保護及び漏洩防止のために以下の事項を遵守し、適切な管理を行うこと。

- 1) JARI-RB が提供する原版を保護し、管理すること。印刷物あるいはウェブサイトを作成するために原版のコピーを外部業者に提供する場合は、その保護及び漏洩防止のための適切な管理を業者に要求し、業者の同意を確認すること。
- 2) 原版のコピーを提供した外部業者の一覧を備え、JARI-RB が要求した場合に提示すること。

3.4 登録マークが使用できる範囲

登録組織は、登録マークを以下の範囲で使用することができる。

- 1) 登録されたマネジメントシステムの説明書、事業案内書、環境報告書、宣伝用パンフレット、新聞・雑誌等の広告記事、及び各種プロモーション用品、プリペイドカード等。
- 2) 登録組織の社名入り封筒、レターヘッド、カレンダー、手帳等の印刷物。
- 3) 看板、社屋等の構造物、映像、電子媒体、ウェブサイト。
- 4) 登録された対象範囲の業務に従事する従業員の名刺。

3.5 使用制限及び使用上の注意

	登録マーク等・登録証使用基準	ARMS 215003 R11 制定：2007. 12. 17 改訂：2020. 04. 03
---	----------------	---

- 1) 登録マークは、必ず規格名称及び登録番号とともに使用する。規格名称及び登録番号は明らかに読み取れる大きさであること。
- 2) 登録組織は、製品そのもの、製品の保証書・取扱い説明書、製品の包装、包装された製品に貼付する送り状・納品書、容器に充填された製品に登録マークを表示してはならない。
- 3) 登録組織が自動車製造メーカ、自動車車体製造メーカ及び自動車部品製造メーカである場合、社用の自動車に登録マークを表示してはならない。これらの登録組織以外の組織が社用車に登録マークを使用する場合は、その車両に登録組織の名称が表示されていなければならない。
- 4) 試験・分析を業とする登録組織は、試験分析成績書等に登録マークを表示してはならない。
- 5) 登録組織が製品カタログ、販売促進用チラシ等に登録マークを使用する場合は、登録組織名称の直ぐ傍にマークを配置する等、製品の特性・機能が認証を受けていると誤解されないように注意して使用しなければならない。
- 6) 登録組織は、登録証に記載された範囲外で登録マークを使用してはならない。登録範囲外の業務に従事する従業員の名刺には、登録範囲を明記しても登録マークは使用できない。
- 7) 登録マークを会社案内、ウェブサイトを使用する場合は、登録組織外の関連事業所・工場あるいは関連会社が登録範囲に含まれているとの誤解が生じないように使用しなくてはならない。登録マークは、登録されている事業所・工場名称等の直ぐ傍にマークを配置する。
- 8) 登録範囲に関する注記が必要な場合、その注記は登録マークの直ぐ傍、又は登録マークが掲載されている同一ページ中に記載しなければならない。登録マークを使用せずに ISO 9001、ISO 14001、ISO 39001 及び ISO 45001 の認証取得に言及する場合も同様とする。
- 9) 登録マーク及び JAB 認定シンボルを使用する場合は、その使用方法が適正であるか否かについて必ず事前に JARI-RB に問合せること。確認用の送付資料は、登録マーク等の形状及び登録番号等が明確に確認できるサイズと鮮明さがあること。又、カラー使用の場合は配色が確認できる資料であること。

4. 登録証

4.1 管理全般

- 1) 登録証は、複写した登録証も含めて、責任部署を明確にして適切に管理すること。JARI-RB が、サーベイランス審査、更新審査時に登録証の使用状況が確認できるよう常に登録証の所在を明らかにしておくこと。

	登録マーク等・登録証使用基準	ARMS 215003 R11 制定：2007. 12. 17 改訂：2020. 04. 03
---	----------------	---

2) 登録範囲の変更等により新しい登録証の発行を受けた登録組織は、旧登録証を速やかに廃棄すること。

4.2 登録証の複写に関して

登録証を複写する場合は、原本と誤解される可能性がある場合には、複写された登録証であることが明らかに判別できるように、「複写」、「コピー」、「COPY」等の語句を表示すること。

5. 認証の表明を製品の包装又は附帯情報に用いる場合の管理

- 1) 登録組織は認証されたマネジメントシステムをもつことの表明を、製品の包装又は附帯情報に用いることができる。この表明は、製品、プロセス又はサービスが認証されているとの誤解が生じないように使用しなくてはならない。
- 2) 表明には、登録組織の特定、マネジメントシステムの種類及び適用される規格、並びに認証機関が JARI-RB であることを含まなければならない。
- 3) 製品そのものに表明を表示してはならない。

6. その他

初回登録後、サーベイランス審査及び更新審査の都度、登録マーク等の使用状況を確認する。審査前の事前提出資料は、送付が困難なもの以外は、登録マークを使用しているページの部分的コピーではなく、使用している冊子（会社案内、カタログ、その他）、名刺そのものを提出しなければならない。

【関連規定】

《関連文書》

ARMS215004 「JAB 認定シンボル使用基準」